

## 遠野市排水設備等工事資金融資に係る利子補給補助金交付要綱

制定	平成31年4月1日	遠野市下水道事業告示第1号
一部改正	令和2年2月18日	遠野市下水道事業告示第1号
一部改正	令和3年3月12日	遠野市下水道事業告示第2号

### (目的)

第1条 この告示は、市の公共下水道及び農業集落排水施設（以下「公共下水道等」という。）の供用区域内並びに浄化槽整備区域内で、排水設備等工事資金の融資を受ける者に利子補給することにより、家庭雑排水の浄化及び水洗便所の普及促進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備等工事 公共下水道等又は浄化槽に接続するために行う水洗便所への改造及びその汚水排水工事並びに生活雑排水の排水工事をいう。
- (2) 下水道条例等 遠野市下水道条例（平成17年遠野市条例第142号）及び遠野市農業集落排水施設条例（平成17年遠野市条例第144号）をいう。
- (3) 下水道事業負担金条例等 遠野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年遠野市条例第143号）及び遠野市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年遠野市条例第145号）をいう。
- (4) 下水道条例施行規程等 遠野市下水道条例施行規程（平成31年遠野市下水道事業管理規程第1号）及び遠野市農業集落排水施設条例施行規程（平成31年遠野市下水道事業管理規程第4号）をいう。
- (5) 浄化槽 遠野市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成17年遠野市告示第103号）第2第1号に規定する浄化槽をいう。
- (6) 融資機関 排水設備等工事資金の融資を行う金融機関で、株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行、株式会社北日本銀行、東北労働金庫及び盛岡信用金庫の各遠野支店及び花巻信用金庫宮守支店並びに花巻農業協同組合本店をいう。

### (利子補給対象者)

第3条 利子補給の対象となる融資は、公共下水道等供用区域内及び浄化槽整備区域内で排水設備等工事を行おうとする者（所有者の了解を得て同工事を行おうとする者を含む。）であつて、市税及び下水道事業負担金条例等に定める受益者負担金及び受益者分担金を滞納していない者に対して行うものとする。ただし、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特にやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

2 新築（建築確認を伴う増改築を含む。）家屋に係る排水設備等工事は、利子補給の対象としない。

### (融資の限度額及び条件)

第4条 排水設備等工事資金の融資内容は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一戸建て建築物 100万円又は大小便器1組当たり60万円
- (2) 償還期間 10年以内

- (3) 貸付利息 管理者が融資機関と協議して定める利率
- (4) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から元金均等月賦償還（償還額に 100円未満の端数が生じた場合は、第1回の償還額に加算する。）とする。ただし、繰上償還をすることができる。
- (5) 遅延利息 管理者が融資機関と協議して定める利率
- (6) 同一家屋の排水設備等工事融資は、1回限りとする。
- (7) その他必要な条件は、融資機関の定めるところによる。

（利子補給の申請）

第5条 排水設備等工事資金融資の利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、申請書に次に掲げる書類を添え、金融機関を経由して管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備工事指定店の工事見積書又は浄化槽設備士を置く浄化槽工事業者の工事見積書
- (2) 申請者が排水設備工事をしようとする建築物又は土地の所有者と異なるときは、その所有者の承諾書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の申請書を受け付けた融資機関は、利子補給申請一覧表に融資に対する意見を付した申請書を添付し、管理者に回付するものとする。この場合において、融資機関は、連帯保証人の保証意志の確認を行う。

（利子補給の決定）

第6条 管理者は、前条に規定による申請書の提出があったときは、利子補給の可否を内定し、申請者及び融資機関に利子補給の内定通知を行う。

（融資の実行）

第7条 管理者は、排水設備等工事資金の利子補給の内定を受けた者が工事を完了し、下水道条例施行規程等に定める検査に合格し、又は遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）第13条第2項に定める審査に適合したときは、利子補給を決定し、申請者に通知する。

2 申請者が、前項の決定により融資を受けようとするときは、融資機関に利子補給決定通知書を提示しなければならない。

3 融資機関は、前項の規定による利子補給決定通知書の提示を受けたときは、速やかに融資を実行しなければならない。

（融資の取消し）

第8条 管理者は、融資の決定を受けた者又は融資を受けている者が次のいずれかに該当する場合は、融資機関と協議し、その決定を取り消し、又は当該融資残額を一括償還させ、当該融資に係る利子について市が当該融資機関に対し補給した利子相当額を負担させることができる。

- (1) 第3条第1項に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく、3箇月以上償還金の償還を怠ったとき。

2 管理者は、前項の規定により融資の決定を取り消したときは、利子補給承認取消通知書により申請者及び融資機関に通知する。

（利子補給）

第9条 管理者は、排水設備等工事資金の融資を受けた者に対して、毎年度予算の範囲内で全額

利子補給する。ただし、償還期日を経過した融資に係る利子（災害その他管理者が特に必要と認める場合の利子は除く。）は、補給しない。

2 前項の利子補給は、管理者と融資機関との間で締結する利子補給契約により、直接融資機関に対して行う。

（損失補償）

第10条 管理者は、この告示に基づいて行った排水設備等工事資金の融資によって融資機関が損失を受けたときは、これを補償する。

（申請書等の様式）

第11条 この告示に基づく申請書等の様式は、様式第1号から様式第16号までとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市排水設備等工事資金融資に係る利子補給補助金交付要綱（平成17年遠野市告示第104号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和2年2月18日 遠野市下水道事業告示第1号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日 遠野市下水道事業告示第2号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 (第11条関係)

(その1)

顧客コード (番号)	取引 (貸出) 番号

排水設備等工事資金融資申込書

年 月 日

(取扱金融機関) 様

(申込人)

住 所

フリガナ

氏 名

印

勤務先

年齢

歳、電話 (自 宅)

(勤務先)

次の同意事項を了承の上、遠野市排水設備等工事資金の融資を申し込みます。

取扱金融機関	岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・東北労働金庫 花巻農協・盛岡信用金庫・花巻信用金庫		店
融資希望金額	金		万円
設置場所	遠野市		
工事予定期間	着工	年	月 日
	完了	年	月 日
工事施行者	住所		店 長
	氏名		
排水設備等を 設置する建物 の所有者	住 所	電話 ー	
	氏 名		
連帯保証人	住 所		検 印
	フリガナ		
	氏 名		
	勤務先	年齢	歳
		電話 (自 宅)	
		(勤務先)	
	意志確認事項		係
添付書類	本人及び連帯保証人の印鑑証明書各1通		

【同意事項】

遠野市排水設備等工事資金の申込みに関して、貴行・庫・組合が取引上の判断をするに当たっては、貴行・庫・組合の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の信用情報が登録されている場合には、貴行・庫・組合がそれを利用することに同意します。

更に、この申込みに関して、貴行・庫・組合が取引上の判断のため、貴行・庫・組合の加盟する個人信用情報機関を利用した場合には、その利用した日等が、当該情報機関に登録され、加盟会員が登録日から3箇月を超えない期間、それを取引上の判断のために利用することに同意します。

取扱金融機関受付日	年 月 日	融資依頼日	年 月 日
-----------	-------	-------	-------

(その2)

排水設備等工事資金融資利子補給申請書

年 月 日

遠野市長 様  
(申込人)

住所  
フリガナ  
氏名

印

勤務先

年齢 歳、電話(自宅)  
(勤務先)

次の同意事項を了承の上、遠野市排水設備等工事資金融資の利子補給を申請します。

取扱金融機関	岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・東北労働金庫 花巻農協・盛岡信用金庫・花巻信用金庫		店
融資希望金額	金		万円
設置場所	遠野市		
工事予定期間	着工 完了	年 月 日 年 月 日	課長
工事施行者	住所 氏名  電話 ー		
排水設備等を 設置する建物の 所有者	住所		課長補佐
	氏名		
連帯保証人	住所 フリガナ 氏名 勤務先	年齢 歳 電話(自宅) (勤務先)	係長
	意志確認事項		担当者
金融機関 の意見			

<同意事項> この利子補給を受けるため、市税、受益者負担金の納付状況を市の担当者が確認することに同意します。

様式第2号（第11条関係）

第 年 月 日 号

遠野市長 様

取扱金融機関名

印

排水設備等工事資金融資利子補給申請一覧表

次のとおり申込みがあったので、利子補給申請書を添えてお届けします。

（ 年 月分）

申 込 人		融資申込金額	貸付予定日		元金償還回数	初回の元金償還額	2回目以降の元金償還額	最 終 償 還 期 限（見込み）	
住 所	氏 名		年	月				年	月
		万円			回	円	円		
合 計	件	万円				円	円		

様式第3号（第11条関係）

第 年 月 日  
号

様

遠野市長



排水設備等工事資金融資利子補給内定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました排水設備等工事資金融資利子補給  
について、次のとおり内定（却下）したので通知します。

融 資 決 定 番 号	
利 子 補 給 の 可 否	1 利子補給する。      2 利子補給しない。
融 資 申 込 金 額	万円
利 子 補 給 対 象 内 定 金 額	万円
利子補給しない理由	
摘 要	

様式第 4 号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

（取扱金融機関あて） 様

遠野市長



排水設備等工事資金融資利子補給内定通知書

年 月分として申請のあった排水設備等工事資金融資の利子補給について、次のとおり内定しましたので通知します。

融資決定番号	申 込 人		融資申込金額	利 子 補 給 条 件		
	住 所	氏 名		利子補給承認額 金 額	元 金 償 還 回 数	貸付利率
合 計		件	万円	万円		



様式第5号（第11条関係）

第 年 月 日  
号

様

遠野市長



排水設備等工事資金融資利子補給決定通知書

年 月 日付けで申請がありました排水設備等工事資金融資利子補給  
について、次のとおり決定したので通知します。

融 資 決 定 番 号	
融 資 申 込 金 額	万円
利 子 補 給 対 象 内 定 金 額	万円
利 子 補 給 対 象 決 定 金 額	万円
工事完了確認年月日	
摘 要	

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

様

遠野市長



排水設備等工事資金融資利子補給取消通知書

年 月 日付けで通知した 年度遠野市排水設備等工事資金融資利子補給について、次のとおり取り消したので、遠野市排水設備等工事資金融資に係る利子補給補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

なお、取消し後における既利子補給額は、次の納期限までに返還してください。

利子補給対象融資額

利子補給取消対象額

返還すべき利子補給額	
納 期 限	年 月 日
利子補給取消しの理由	
備 考	

この決定について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

遠野市長 様

金融機関  
名称  
代表者

排水設備等工事資金融資状況報告書

年 月の排水設備等工事資金融資状況及び償還完済は、次のとおりです。

1 融資状況

融資月日	借 入 者		融資金額 万円	備 考
	融資決定番号	氏 名		
計	件			



様式第8号（第11条関係）

排水設備等工事資金融資利子補給補助金請求書

年 月 日

遠野市長 様

所在地  
金融機関名  
代表者名

㊞

遠野市排水設備等工事資金融資に係る利子補給補助金交付要綱及び遠野市排水設備等工事資金融資に係る利子補給並びに損失補償契約書に基づき、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

- 1 補助金交付請求額 金 円
- 2 利子補給額計算書 別紙のとおり

様式第9号（第11条関係）

排水設備等工事資金融資利子補給補助金計算書（総括表）

金融機関名 \_\_\_\_\_

（ 年 月～ 年 月分）

項 目	件 数	利 子 補 給 額	繰越融資残高	備 考
通常償還分	件			
新規融資分				
繰上償還分				
合 計				
備 考				

注 1 通常償還分 2 新規融資分 3 繰上償還分のそれぞれの合計額を記入すること。

様式第10号（第11条関係）

排水設備等工事資金融資利子補給補助金計算書

通常償還分（                      年                      月～                      年                      月分）

番号	対 象 期 間	日 数	期首融資残高	元 金 償 還 額	利子補給率	利 子 補 給 額	延 滞 額
1	月 日 ～  月 日						
2	月 日 ～  月 日						
3	月 日 ～  月 日						
4	月 日 ～  月 日						
5	月 日 ～  月 日						
6	月 日 ～  月 日						
7	月 日 ～  月 日						
8	月 日 ～  月 日						
計							

注 利子が異なる場合は、行を改めること。  
 期間中の繰上償還及び新規融資は、含まないこと。

様式第11号（第11条関係）

排水設備等工事資金融資利子補給補助金計算書

新規融資分（           年       月～           年       月分）

融資日	融 資 額	初回償還額	利 子 補 給 率	利 子 補 給 額						融 資 残 高		
		2回以降償還額		月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで		計	
月 日	万円											
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
計												



様式第12号（第11条関係）

排水設備等工事資金融資利子補給補助金計算書

繰上償還分（           年       月～           年       月分）

借入者	期首融資残高	繰上償還日	利 子 補 給 額									計	
			月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで		
計（ 件）													

様式第13号（第11条関係）

排水設備等工事資金融資債務者等変更届

年 月 日

遠野市長 様

金融機関名  
代表者名  
(電話 ー )

排水設備等工事資金融資の債務者等の変更があったので、遠野市排水設備等工事資金融資に係る利子補給補助金交付要綱及び損失補償契約書第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

融 資 決 定 番 号		
債 務 者 の 変 更	変更年月日	年 月 日
	新 氏 名	
	旧 氏 名	
連 帯 保 証 人 の 変 更	変更年月日	年 月 日
	新 氏 名	
	旧 氏 名	
住 所 の 変 更	変更年月日	年 月 日
	新 氏 名	
	旧 氏 名	
そ の 他		

様式第14号（第11条関係）

排水設備等工事資金融資損失事故報告書

年 月 日

遠野市長 様

所在地  
金融機関名  
代表者名



遠野市排水設備等工事資金融資において、次のとおり損失事故があったことから、遠野市排水設備等工事資金融資に関する利子補給並びに損失補償契約に基づき、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

- 1 損失事故見込額 金 円
- 2 損失補償金計算書 別紙のとおり
- 3 損失を生じた理由

様式第15号（第11条関係）

排水設備等工事資金融資損失補償金請求書

年 月 日

遠野市長 様

所在地  
金融機関名  
代表者名



遠野市排水設備等工事資金融資において、次のとおり損失があったことから、遠野市排水設備等工事資金融資に関する利子補給並びに損失補償契約に基づき、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

- 1 損失補償金請求額 金 円
- 2 損失補償金計算書 別紙のとおり
- 3 損失を生じた理由

